平成２２年（フ）第１１５７号
福岡市西区今宿東２丁目30番10―206号
債務者　岡松　幹榮（旧姓木戸）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１６３号
福岡県古賀市今の庄２丁目18番23号
債務者　藤本　郁男
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１６４号
福岡県古賀市今の庄２丁目18番23号
債務者　藤本美千子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１６９号
福岡市南区屋形原４丁目18番24号
債務者　堤　　栄子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１７７号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番７―532号
債務者　蔵井せい子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１８９号
福岡市博多区東月隈５丁目11番８―202号
債務者　山下　利明
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２０５号
福岡県朝倉市菩提寺256番地１コーポアドヴァンスト106号
債務者　水上　和男
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２２１号
福岡市西区大町団地５番101号
債務者　林田　由美
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２２５号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵559番地２コーポリバーサイド201号
債務者　福永　　浩
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２２９号
福岡市博多区住吉４―17―20―303
債務者　高野真之介
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２３０号
福岡市中央区福浜１丁目１番13―1002号
債務者　野口みどり
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２４３号
福岡市西区壱岐団地39番301号
債務者　速水　　守
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２４４号
福岡市西区壱岐団地39番301号
債務者　速水　祐美
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２６２号
福岡市東区箱崎３丁目31番６号
債務者　小山　和茂
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２８７号
福岡市西区内浜２丁目６番２号
債務者　浦口　　脩
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３０２号
福岡市中央区六本松２丁目４番４号
債務者　成里　仁紹
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３１５号
福岡市南区桧原３丁目19番５―401号
債務者　鶴尾　義則
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部